

-経済産業省-

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金の補助対象事業費の一部が補助対象外など

2件 不当金額(支出) 575万円
(前年度 1件 944万円)

1 補助事業の概要

中小企業組合等共同施設等災害復旧費補助金は、東日本大震災に係る被災地域の復旧及び復興を促進することを目的として、交付要綱等に基づき、経済産業省が都道府県に交付して、同補助金の交付を受けた都道府県が中小企業等グループ又はその構成員に対して、施設及び設備の復旧・整備に要する経費の一部を補助するものである。

交付要綱等によれば、施設及び設備の復旧に際しては、被災した施設及び設備と同等の水準等のものに建替えなどをした場合の費用を補助の対象とすることとされており、施設の面積の増加は、復旧の範囲を超えることになり、当該増加分については補助の対象とはならないことになっている。そして、宮城県は、施設の建替えにより面積が増加した場合、補助対象事業費の算定に当たっては、建替えに係る事業費に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合を乗じて面積案分を行うことなどとしている。

2 検査の結果

同県の2事業主体が実施した補助事業において、建替えにより施設の面積が増加していくて復旧の範囲を超えていたのに面積案分を行っていなかったり、補助対象外経費に係る共通費を控除していないなどとしていて補助の対象とならない経費を補助対象事業費に含めるなどして補助対象事業費計1464万円が過大に算定されていたため、これらに係る国庫補助金相当額計575万円が不当と認められる。

<事例>

中小企業等グループの構成員である東北陸運株式会社は、平成24年度から26年度までの間に、東日本大震災により損壊した配送センターの荷捌場の施設等の建替えや設備の取替えなどによる復旧に要したとする事業費7億7240万円(補助対象事業費同額)に対して国庫補助金3億8620万円の交付を受けていた。

しかし、上記施設のうち荷捌場の施設における復旧の対象となる建替え前の施設の延床面積は1,242.1m²であり、建替え後の施設の延床面積1,309.4m²はこれと比べて67.3m²増加していくて復旧の範囲を超えていたことから、同会社は面積の増加を考慮した面積案分により補助対象事業費の算定を行う必要があった。

したがって、荷捌場の施設の建替えに係る事業費1億0184万円に、建替え後の延床面積に対する建替え前の延床面積の割合94.8%を乗じて面積案分を行うなどして適正な補助対象事業費を算定すると7億6716万円となり、前記の補助対象事業費7億7240万円との差額524万円が過大となっていて、これに係る国庫補助金相当額262万円が過大に精算されていた。

部局等	補助事業者	間接補助事業者 <所在地>	補助事業	年度	事業費 補助対象 事業費	左に対する 国庫補助金 交付額	不当と認 める補助 対象事業 費	不当と認 める国庫 補助金相 当額
東北経済 産業局	宮城県	東北陸運株式会 社<宮城県塩竈市 > (事業主体)	中小企業組 合等共同施 設等災害復 旧	平成 24~26	円 7億7240万 (7億7240万)	円 3億8620万	円 524万	円 262万
同	同	石巻商工信用組 合<宮城県石巻市 > (事業主体)	同	25~28	8億8212万 (8億8212万)	2億9404万	940万	313万
計		2事業主体			16億5452万 (16億5452万)	6億8024万	1464万	575万